

平成27年度富山市地域密着型サービス等運営委員会
(第1回)

次 第

日 時：平成27年8月19日(水)

午前10時から

場 所：富山市役所 自治振興会室

1 開 会

2 委員紹介

3 議 事

(1) 委員長の選出

(2) 報告事項

①富山市地域密着型サービス等運営委員会について …資料1

②第6期介護保険事業計画について …資料2

(3) 審議事項

「地域密着型サービス事業者の選考等」

①地域密着型サービス事業者等の公募について …資料3

②審査方法及び評価基準について …資料4

4 閉 会

富山市地域密着型サービス等運営委員会について

1. 委員会の役割について

地域密着型サービス等の適正な運営を確保し、介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図ることを目的として、地域密着型サービス事業所の配置（事業者指定）や指定基準（人員配置、設備及び運営に関する事）等について審議するため、本委員会を設置しております。

平成 27 年度からは、富山市附属機関設置条例に基づき、市長の附属機関に位置づけられました。（「附属機関」とは、調停、審査、審議又は調査等を行う機関）

2. 今年度の委員会の開催予定について

市では、平成 27 年 3 月に策定した「富山市高齢者総合福祉プラン（高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画（H27～H29）」に基づき、地域密着型サービス等を中心とする介護サービスの基盤整備を推進してまいります。

今年度は、地域密着型サービス等を整備・運営する事業者を公募・選考することとしております。

○公募スケジュール

6 月 26 日（金）	公募説明会
8 月 19 日（水）	第 1 回委員会（公募概要説明）
9 月 24 日（木）～30 日（水）	申請受付 （特定施設入居者生活介護）
10 月 1 日（木）～ 9 日（金）	申請受付（地域密着型サービス）
11 月上旬	第 2 回委員会（書類審査）
11 月中旬	第 3 回委員会（ヒアリング）
12 月中旬	事業予定者の決定

富山市地域密着型サービス等運営委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市附属機関設置条例（平成27年富山市条例第1号）第3条の規定に基づき、富山市地域密着型サービス等運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域密着型（地域密着型介護予防）サービス拠点の配置に関すること。
- (2) 地域密着型（地域密着型介護予防）サービス拠点事業者の指定に関すること。
- (3) 地域密着型（地域密着型介護予防）サービス費に関すること。
- (4) 地域密着型（地域密着型介護予防）サービスに従事する人員配置基準に関すること。
- (5) 地域密着型（地域密着型介護予防）サービスの設備及び運営に関する基準に関すること。
- (6) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第5条第2項に基づく事業に関すること。
- (7) 地域包括ケアシステムの確立に向けた方策に関すること。
- (8) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 運営委員会の委員は、高齢者福祉について優れた見識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 運営委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議において、第2条第2号に規定する地域密着型サービス事業者等の指定等に関する事項の審議を行う際に、委員が当該事業所の設置者（設置希望者を含む）である法人又は団体の役員若しくは構成員である場合は、その委員を当該事項の審議に係る会議から除くものとする。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、福祉保健部介護保険課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年5月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年6月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

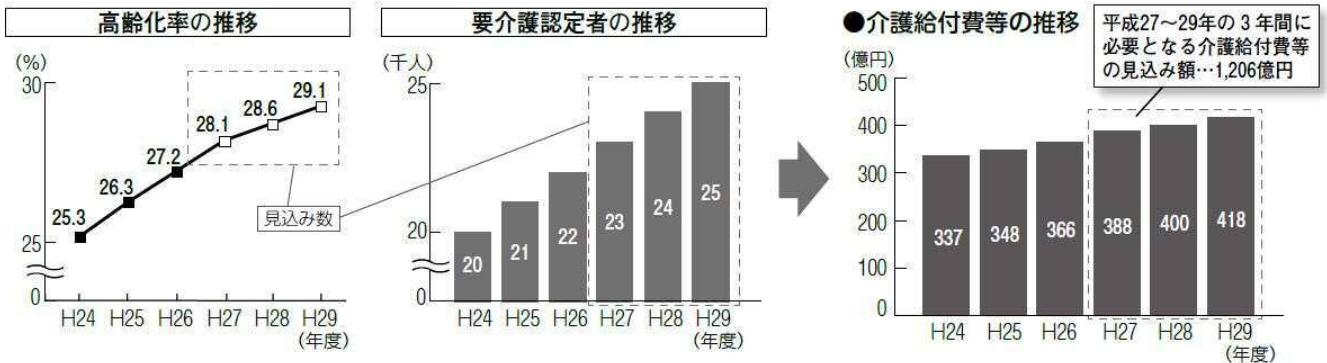
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第 6 期介護保険事業計画について

(1) 概 要

第 5 期計画（平成 24～26 年度）の進捗状況や介護保険サービスのニーズ等を把握したうえで必要なサービス量を見込み、また介護が必要な高齢者が急速に増加することが見込まれる平成 37 年（2025 年）を見据え、第 6 期計画（平成 27～29 年度）を策定しました。

(2) 高齢化率、要介護認定者数及び介護給付費等の推移



(3) 介護保険料

本人の収入・所得や世帯の市民税課税状況に応じて、第 1～12 段階に保険料が分かれます

平成 24～26 年度		平成 27～29 年度			
区分	保険料年額	区分		保険料年額	
第 1 段階	31,900 円	本人が市民税非課税世帯	第 1 段階	生活保護世帯および老齢福祉年金受給者、課税年金の年額＋合計所得金額が 80 万円以下の方	30,300 円
第 2 段階	31,900 円		第 2 段階	課税年金の年額＋合計所得金額が 80 万円を超え、120 万円以下の方	53,000 円
第 3 段階 (軽減)	49,600 円		第 3 段階	課税年金の年額＋合計所得金額が 120 万円を超える方	56,700 円
第 3 段階	53,100 円	本人が市民税課税世帯	第 4 段階	課税年金の年額＋合計所得金額が 80 万円以下の方	64,300 円
第 4 段階 (軽減)	63,800 円		第 5 段階	課税年金の年額＋合計所得金額が 80 万円を超える方	75,600 円 (基準額)
第 4 段階	70,800 円 (基準額)		第 6 段階	合計所得金額が 80 万円未満の方	87,000 円
第 5 段階	85,000 円		第 7 段階	合計所得金額が 80 万円以上、125 万円未満の方	90,800 円
第 6 段階	88,500 円		第 8 段階	合計所得金額が 125 万円以上、190 万円未満の方	98,300 円
第 7 段階	106,200 円		第 9 段階	合計所得金額が 190 万円以上、400 万円未満の方	113,400 円
第 8 段階	131,000 円		第 10 段階	合計所得金額が 400 万円以上、700 万円未満の方	139,900 円
第 9 段階	141,600 円		第 11 段階	合計所得金額が 700 万円以上、1,000 万円未満の方	151,200 円
			第 12 段階	合計所得金額が 1,000 万円以上の方	158,800 円

(4) 施設整備計画

区 分	平成 26 年度末	第 6 期計画数	平成 29 年度末
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3 箇所	2 箇所	5 箇所
夜間対応型訪問介護	3 箇所	2 箇所	5 箇所
小規模多機能型居宅介護	26 箇所 (650人)	6 箇所 (174人)	32 箇所 (824人)
認知症対応型共同生活介護	40 箇所 (531床)	4 箇所 (72床)	44 箇所 (603床)
地域密着型介護老人福祉施設	12 箇所 (261床)	6 箇所 (174床)	18 箇所 (435床)
看護小規模多機能型居宅介護	1 箇所 (25人)	3 箇所 (87人)	4 箇所 (112人)
特定施設入居者生活介護	56 床	60床程度	116床程度

(5) H37 (2025) 年の介護保険事業の推計

	H26		H37	
①高齢者数	114,271 人 (高齢化率 27.2%)	⇒	約 125,000 人 (高齢化率 31.5%)	1.09 倍
②要介護 (要支援) 認定者数	21,649 人 (認定率 18.5%)		約 31,000 人 (認定率 24.7%)	1.43 倍
③介護給付費等	365 億円		約 540 億円	1.48 倍
④保険料基準額	5,900 円		約 8,800 円	1.49 倍

地域密着型サービス事業者等の公募について

1. 公募の趣旨

「富山市高齢者福祉プラン（高齢者福祉保健計画・第6期介護保険事業計画）」において、介護サービスの基盤整備の目標値を定めています。

日常生活圏域ごとの地域バランスを考慮し、質の高い介護サービスの基盤を整備する観点から、事業者については、公募により選定することにしていきます。

2. 公募内容について

（1）公募するサービス種類等（平成27～29年度整備分）

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 **2事業所**
 （日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活上の世話、療養上の世話などを行います。）
- 夜間対応型訪問介護 **2事業所**
 （定期巡回または通報による夜間専用の訪問介護を行います。）
- 小規模多機能型居宅介護 **6事業所**
 （通いを中心に、利用者の選択に応じて、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを提供します。）

 - ・既存の小規模多機能型居宅介護事業所を本体とした、サテライト型事業所の整備の応募も可です。
 - ・日常生活圏域内において、既存事業所を含め小規模多機能型居宅介護事業所と看護小規模多機能型居宅介護事業所を合わせて3か所を上限とします。
- 認知症対応型共同生活介護 **4事業所（8ユニット）**
 （認知症の方が共同生活する住居で、食事・入浴などの介護や機能訓練などを行います。（グループホーム））

 - ・整備は、1事業所につき2ユニットまで。
 - ・既存の1ユニットの事業所における2ユニット化の整備の応募も可です。

- **地域密着型介護老人福祉施設** **6事業所（174床）**
（定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で、介護や日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。）
 - ・整備は、個室ユニット型に限ります。
 - ・既存の事業所における増床（上限定員29名）の応募も可です。
 - ・本体施設を有する場合、サテライト型の整備の応募も可です。

- **看護小規模多機能型居宅介護** **2事業所**
（小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通い・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを提供します。）
 - ・日常生活圏域内において、既存事業所を含め小規模多機能型居宅介護事業所と看護小規模多機能型居宅介護事業所を合わせて3か所を上限とします。

- **特定施設入居者生活介護** **60床程度**
（有料老人ホームなどに入居している方へ、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。）

（2）選定方法

書類の審査及び必要に応じてヒアリングを行い、本委員会の意見を踏まえて、市長が決定します。

(参考資料)日常生活圏域の状況(平成26年度末)

日常生活圏域	人口等					介護保険施設						地域密着型サービス											
	人口	高齢者人口	高齢化率	認定者数	認定率	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設		定期巡回・ 随時対応型 訪問介護 看護	夜間対応型 訪問介護	認知症対応型 通所介護		小規模多機能型 居宅介護		認知症対応型 共同生活介護		地域密着型 介護老人福祉施設		看護小規模多機能 型居宅介護	
						事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員			事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
① 総曲輪等地区	27,652	9,118	33.0%	1,961	21.5%	-	-	2	149	-	-	-	-	-	-	1	25	1	9	-	-	-	-
② 山室等地区	19,827	5,821	29.4%	1,056	18.1%	-	-	1	100	1	21	1	1	1	12	1	25	1	9	-	-	(1)	(29)
③ 堀川等地区	26,928	6,864	25.5%	1,455	21.2%	2	220	2	192	3	242	1	1	1	12	2	50	4	72	1	20	-	-
④ 蜷川等地区	28,352	6,748	23.8%	1,122	16.6%	1	90	-	-	-	-	-	-	2	22	2	50	4	54	2	40	-	-
⑤ 奥田等地区	19,053	5,624	29.5%	1,067	19.0%	1	70	-	-	2	68	-	-	2	24	2	50	1	9	-	-	-	-
⑥ 五福等地区	19,932	4,892	24.5%	870	17.8%	-	-	-	-	-	-	-	-	1	12	1	25	1	9	-	-	-	-
⑦ 岩瀬等地区	20,425	6,414	31.4%	1,277	19.9%	1	100	-	-	-	-	-	-	1	7	2	50	2	27	-	-	-	-
⑧ 豊田等地区	19,851	5,325	26.8%	912	17.1%	-	-	-	-	1	33	-	-	3	32	2	50	2	18	3	61	-	-
⑨ 新庄等地区	33,598	8,331	24.8%	1,403	16.8%	-	-	1	100	-	-	-	-	2	24	2	50	1	9	2	49	-	-
⑩ 藤ノ木等地区	26,738	6,528	24.4%	1,002	15.3%	2	176	1	100	1	170	-	-	1	12	1	25	2	27	-	-	-	-
⑪ 熊野等地区	25,413	7,432	29.2%	1,268	17.1%	1	80	5	492	3	154	-	-	-	-	1	25	5	72	1	29	-	-
⑫ 和合地区	12,391	3,782	30.5%	712	18.8%	2	160	-	-	-	-	-	-	1(1)	12(3)	1	25	1	18	-	-	-	-
⑬ 呉羽地区	25,126	7,257	28.9%	1,256	17.3%	3	200	-	-	-	-	-	-	3(1)	36(3)	2	50	4	36	1	20	-	-
⑭ 水橋地区	16,210	5,587	34.5%	1,046	18.7%	2	170	2	200	-	-	-	-	1	12	1	25	4	45	1	20	-	-
⑮ 大沢野等地区	23,817	6,905	29.0%	1,285	18.6%	2	98	1	100	-	-	-	-	1	12	2	50	1	27	1	22	-	-
⑯ 大山地区	10,448	3,162	30.3%	586	18.5%	1	80	-	-	1	58	-	-	-	-	1	25	1	18	-	-	-	-
⑰ 八尾等地区	22,232	6,895	31.0%	1,257	18.2%	3	130	1	150	1	50	-	-	1	12	1	25	3	45	-	-	1	25
⑱ 婦中地区	40,986	9,118	22.2%	1,647	18.1%	3	160	2	200	2	164	1	1	1	10	1	25	2	27	-	-	-	-
合計	418,979	115,803	27.6%	21,182	18.3%	24	1,734	18	1,783	15	960	3	3	22(2)	251(6)	26	650	40	531	12	261	1(1)	25(29)

特定施設入居者生活介護は、①総曲輪等地区1事業所20床、④蜷川等地区1事業所36床の合計2事業所56床

()内は別掲で共用型

()内はH27整備予定

**平成 27 年度
地域密着型サービス事業者等
審査方法及び評価基準
(案)**

平成 27 年 8 月

富山市福祉保健部介護保険課

I 地域密着型サービスの整備方針について

1. 地域密着型サービスについて

地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活できるようにする観点から提供されるサービスであり、日常生活圏域単位に必要なサービスの利用及び提供が完結することを目的としています。

2. 本市の地域密着型サービス基盤の整備状況について

本市では、市内の人口が概ね2～3万人程度の生活圏域を単位にサービス拠点を整備することとし、平成18年度に市内に18の日常生活圏域を設定しました。

平成18年度から平成20年度までの第3期介護保険事業計画期間においては、小規模多機能型居宅介護事業所、グループホームを各日常生活圏域に1か所以上整備することを目標として拠点施設の整備を図りました。

平成21年度から平成23年度までの第4期計画期間においては、国の経済対策による介護基盤緊急整備特別対策事業を活用し、小規模特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホームの居住系施設の整備を拡充するとともに、小規模多機能型居宅介護事業所の未設置地域を解消し、更なるサービス拠点の強化を図ったところです。

平成24年度から平成26年度までの第5期計画期間においては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の新しい介護サービスの整備を図りました。

平成27年度から平成29年度までの第6期計画期間においては、高齢化が一段と進む平成37年（2025年）を見据え、地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域密着型サービス等の介護基盤の計画的な整備を行います。

3. 第6期介護保険事業計画期間の整備の考え方について

施設整備の基本方針

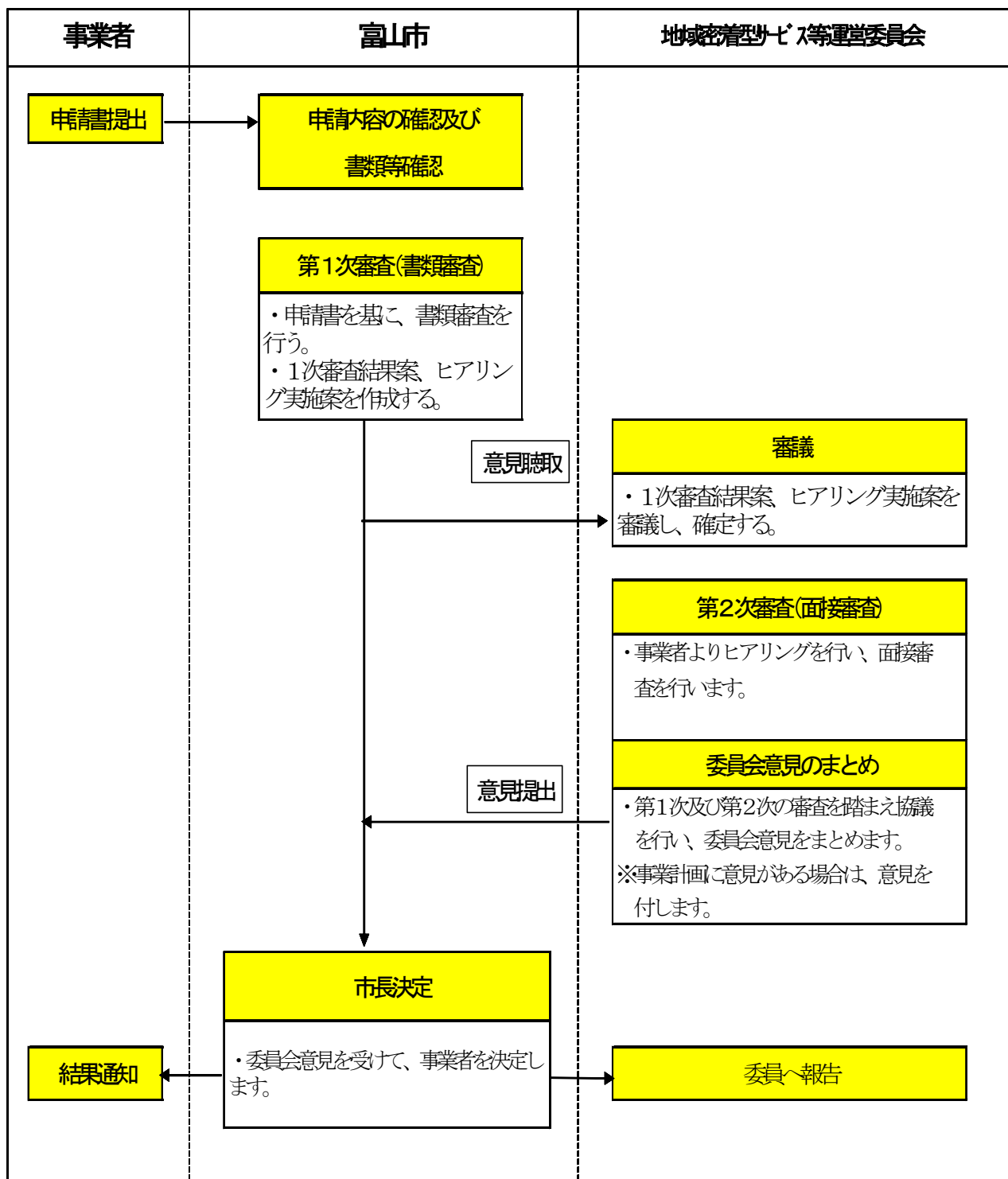
ア. 高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるよう、在宅介護を支える小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの整備を進めます。

イ. 特別養護老人ホームの入所申込者や今後の介護需要の増大に対応するため、地域密着型介護老人福祉施設や認知症対応型共同生活介護等の施設・居住系サービスの計画的な整備を進めます。

ウ. 日常生活圏域それぞれの特性を踏まえつつ、地域バランスを考慮した整備を進めます。

II 審査の方法について

1. 整備事業者の選定までの流れ



2. 審査の内容

(1) 申請内容の確認及び書類等の確認

事務局（介護保険課）において、次のことについて確認を行います。

1. 公募申請書類の不備等
2. 事業者指定の要件（設備基準等）に関すること
3. 運営法人の欠格事項等

(2) 第1次審査（書類審査）

提出された事業計画に基づき、所定の書類を審査します。（評価項目及び評価基準は別紙のとおり）

事務局での書類審査をもとに、地域密着型サービス等運営委員会において、第1次審査結果を確定します。

なお、第1次審査のみで選考が可能であると判断された場合など、委員会において第2次審査を行う必要がないと判断された場合については、第2次審査を行いません。

(3) 第2次審査（面接審査）

事業運営方針等を評価する観点から、事業者へヒアリングを実施します。（評価項目及び評価基準は別紙のとおり）

ヒアリングについては、地域密着型サービス等運営委員会において行います。事業者からのプレゼンテーションを10分程度とし、質疑応答を5分程度実施します。

※ 委員が所属している法人（役員も含む）が応募を行っている場合は、その委員は全ての審査に関与しないこととします。

(4) 委員会意見のとりまとめ

第1次審査、第2次審査を踏まえ、地域密着型サービス等運営委員会において、各事業計画及び事業者選定について意見をとりまとめます。

なお、第2次審査における評価が、配点の6割に満たない事業者については、公募の競合の有無に関わらず、整備事業者として選考しないものとします。

(5) 市長への報告及び整備事業者の決定

委員会の意見を市長へ報告します。

市長は、その報告を受けて、最終的に整備事業者を決定します。

評価項目及び評価基準

別紙

1. 基本的事項(書類審査)

		評価項目・基準	
応募者	本市又は富山県内に主たる事務所を有していること	①市内、②県内	
	当該サービス等の運営実績があること (H27.10.1時点) いずれかに該当	市内における当該サービスの運営実績	①3年以上、②3年未満、③廃止、④休止
		市内における介護保険サービスや医療・福祉事業の運営実績	①あり、②廃止、③休止 (②及び③は介護のみ)
		介護保険サービス、医療・福祉事業の運営実績	①あり
	介護サービス事業において、法令等に基づく手続きが適正に行われていること	直近の実地指導において次の事項に関する文書指導がある 人員基準違反、サービス計画未作成、避難訓練未実施、事故・ 苦情記録未整備、身体拘束に関するもの、報酬返還を伴うもの	
法人及び役員、従業員が過去に法令に違反していないこと	①法人又は役員によるもの、②従業員によるもの		
立地	計画地において同種のサービスの事業所が未整備であること	①未整備、②1事業所	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護においては、岩瀬等、豊田等、和合、水橋、大沢野等、大山のうち、1圏域以上でサービス提供が行われること		
施設計画	施設・入所系サービスにおいては、土地及び建物が自己所有(予定を含む。)であること	①いずれも自己所有、 ②いずれかが自己所有	
	他の介護サービスや医療・福祉サービスの併設など複合的・一体的な計画であること	①医療・福祉サービスの併設あり ②介護保険サービスの併設あり	
	増床や既存サービスからの転換など既存ストックを活用した効率的な計画であること 基準を上回るなど利用者視点によるきめ細かな配慮がされていること	基準上必要とされている設備が確認できない	

2. 運営等に関する事項(ヒアリング)

評価項目	評価基準
応募者	・法人の応募理由は適切か ・法人の経営理念及び事業所の運営方針は適切か ・法令順守及び職員の確保・育成の体制や取り組みはあるか ・利用者本位のサービス提供が期待できるか、サービスの質の向上や介護度の維持改善に向けた取り組み
施設計画	・事業計画の実現性 ・資金計画 ・地域住民の理解、地域との連携を図る具体的な方策があり、地域の拠点となる開かれた運営が期待できるか
事業者提案	・特徴、独自性、優位性、先進性